○高圧ガス販売事業届(一般則、液石則、冷凍則)

根拠法令

・法20の4 一般則第37条

液石則第38条

冷凍則第26条

適 用

1. 高圧ガスの販売事業を営もうとする者

- 2. 「販売の事業」とは、高圧ガスの引き渡しを継続かつ反復して営利の目的を持って行お うとする者をいう。
- 3. 冷凍保安規則でいう販売とは、1日の冷凍能力が20トン(冷媒ガスがフルオロカーボンの場合は50トン)以上の冷凍設備内における高圧ガスを販売することをいう。したがって、容器内のフルオロカーボン等の販売は一般則の適用となる。
- 4. 第一種製造者がその充てんした事業所において販売する場合、施行令第6条に規定する高圧ガスを販売する場合は、届出を要しない。

必要書類

- 1. 高圧ガス販売事業届書(一般則様式第21、液石則様式第21、冷凍則様式第13)
- 2. 販売計画書(販売の目的、販売するガスの種類、商流、販売先、周知、容器置場がある場合の容器置場の面積・貯蔵量、自社車両で移動する場合は移動の基準への対応、ガスの供給元及び許可・届状況、連絡先等)(参考様式)
- 3. 高圧ガス引渡先保安台帳(参考様式)
- 4. 販売台帳(容器授受明細簿)の様式(参考様式)
- 5. 販売する高圧ガスの種類に応じて法20条の6第1項の省令で定める技術上の基準 (販売業者等に係る技術上の基準) への対応状況の書面及び図面(位置図、配置図など)
- 6. 法人の場合は、商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)、個人の場合は、住民票
- 7. 届出手続きの権限を示す委任状(代表者以外の者が届出手続きを行う場合)
 - ※販売主任者の選任を必要とする高圧ガスの場合は、販売主任者選任届の提出も必要 (一般則第72条、液石則第70条)

(製造保安責任者免状及び販売主任者免状の写し及び6か月以上の製造又は販売に有する証明書)